

## コラム:元書記官の独り言～資格証明書のはなし～

私は、当事務所にて事務職員として勤務していますが、前職は大阪地方裁判所の裁判所書記官として、裁判所での倒産事務に携わっておりました。現在も当事務所の倒産事件につき弁護士をサポートしていますので、元書記官の視点から、今回は債権届出書提出時に添付する資格証明書についてお話いたします。

法的倒産手続を申し立てた取引先に対する売掛金などの債権を裁判所に届け出る場合、多くの裁判所では、登記されている法人については法務局発行の資格証明書(履歴事項全部証明書、代表者事項証明書など)の原本を添付することとされています。このような取扱いの根拠は、倒産事件を含む民事訴訟制度において、管轄権や当事者の実在、当事者能力などの公益的事項は裁判所が職権で調査すべき対象(これを「職権調査事項」といいます)であると考えられているところにあります。ただし、厳密にいうと、倒産事件における債権者は利害関係人であって事件の当事者ではありませんが、届け出られた債権が倒産手続において確定すると確定判決と同一の効力を生じる(破産法124条3項等)ことからすれば、届出債権者の法人格や代表権の存在も当事者の実在や当事者能力と同様に裁判所が職権で調査すべきものであると考えられるため、多くの裁判所では、訴訟事件における当事者と同様に倒産事件における届出債権者にも資格証明書の添付を求める取扱いをしています。

一方で、債権届出時に資格証明書の添付を求める直接的な根拠条文はないこと、必要な場合には裁判所や管財人などが債権者に提出を求めることが可能である点に鑑み、倒産事件における届出債権者の場合は資格証明書の添付を原則不要としている裁判所もあります。

以上のとおり、倒産事件における債権届出時に資格証明書の添付を要するか否かは、裁判所によって、あるいは個々の事件ごとに取扱いに違いがありますが、前述のとおりその取扱いの違いには一定の根拠がある上、そもそも職権調査事項をどのような方法で調査するかは個々の事件ごとに裁判所が個別に判断すべきことですので、今後も取扱いの違いは残るものと思われれます。

よって、倒産手続において債権届出をされる際には、それぞれの事件ごとに、資格証明書の添付が求められているケースかどうか、求められている場合は、原本提出の要否や有効期限等の要件を、個々の事件ごとに個別にご確認いただく必要があります。

(弁護士法人大江橋法律事務所職員・元裁判所書記官)

具体的な事案に関するお問い合わせはこちら



**【事業再生・倒産に関する問い合わせフォーム】**